

# 家きんを飼養されている皆様へ 今年も高病原性鳥インフルエンザ等の 防疫対策の徹底をお願いします。

## 【昨シーズンの国内状況】

・R3年11月の秋田県における発生以降、本年5月までに12道県で25事例の飼養家きんにおける高病原性鳥インフルエンザが確認され、計189万羽を殺処分。

## 【海外の状況】

- ・R4年8月29日時点で、韓国で47件、フランスで1,416件、米国で410件の飼養家きんにおける発生を確認。
- ・特に、欧州や北米大陸においては、これまでと異なり夏季になっても飼養家きんにおける本病の発生が継続。

## 【野鳥の状況】

・世界規模で感染が確認されており、感染した渡り鳥が我が国へ飛来するリスクは今シーズンも高いと考えらる。

※これらの発生状況を考慮すると、  
今シーズンも我が国は**厳重な警戒**が必要！

## <飼養衛生管理基準の主要7項目の**完全徹底**を！>

- 1.衛生管理区域に立ち入る者の**手指消毒**等(項目13)
- 2.衛生管理区域専用の**衣服及び靴の設置**並びに**使用**(項目14)
- 3.衛生管理区域に立ち入る**車両の消毒**等(項目15)
- 4.家きん舎に立ち入る者の**手指消毒**等(項目20)
- 5.家きん舎ごとの専用の**靴の設置**及び**使用**(項目21)
- 6.野生動物の侵入防止のための**ネット等の設置**、点検及び**修繕**(項目24)
- 7.ねずみ及び害虫の**駆除**(項目26)

鳥インフルエンザの情報を掲載した農林水産省ウェブサイト：<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

異常をみつけた場合には直ちに山梨県西部家畜保健衛生所まで

電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728

夜間、土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018